

南砺市地域支えあい
いのちを守る自殺対策計画

平成 31 年 3 月

富山県南砺市

はじめに

我が国の自殺者数は、平成22年以降減少傾向に転じているものの、依然として毎年2万人以上の方が自殺によって亡くなっている現状にあります。

南砺市における自殺者数は、平成21年まで毎年20人前後で推移し、その後減少傾向にあるものの、今なお年間10人以上の尊いのちが失われている状況です。

こうした中、国においては自殺対策基本法が改正され、全ての自治体で自殺対策計画の策定が義務付けられました。これを受け、本市では自殺総合対策大綱の basic 理念である“誰も自殺に追い込まれることのない地域づくり”をめざし、「南砺市地域支えあい いのちを守る自殺対策計画」を策定いたしました。

自殺の背景には、精神保健上の問題だけではなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な要因が複雑に絡み合っています。そのため、国、県、市、関係機関・団体の連携はもとより、企業や地域組織、さらには市民一人ひとりが「いのちを守る」チームの一員として相互に連携・協力し、自殺対策を総合的に推進していく体制づくりが不可欠です。

本市においては、子どもから高齢者まで、すべての市民が住み慣れた地域で生きいきと生活を送ることができる持続可能な地域コミュニティをめざし、地域包括ケアシステムを推進してまいりました。

個人や家族による「自助」、近隣住民や地域で活動する住民組織、ボランティア等による「互助」、医療保険や介護保険等制度による「共助」、行政が行うサービスや支援による「公助」がそれぞれの役割を果たし、相互に連携を図りながら、新たに市内全域で取り組む小規模多機能自治組織とも連携し、いのちを守る取組みを進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご提言やご意見をいただきました関係機関・関係団体並びに市民の皆様に心よりお礼申し上げます。

平成31年3月

南砺市長 田中 幹夫

目 次

第1章 計画策定にあたって

| | |
|-------------|---|
| 1 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 計画策定の位置づけ | 1 |
| 3 計画の目標と期間 | 2 |

第2章 南砺市における自殺の現状

| | |
|-------------------|---|
| 1 人口の状況 | |
| (1) 人口と世帯数の推移 | 3 |
| (2) 年齢3区分別人口 | 4 |
| (3) 人口ピラミッド | 4 |
| (4) 将来人口推計 | 5 |
| 2 自殺者数と自殺死亡率の推移 | 5 |
| 3 男女別・年齢層別自殺者数の推移 | 6 |
| 4 市町村別自殺死亡率 | 6 |
| 5 原因・動機別の自殺者数 | 7 |
| 6 有職・無職者別の割合 | 7 |
| 7 同居の有無別内訳 | 8 |
| 8 南砺市の自殺の特徴 | 9 |

第3章 これまでの取組みと現状からみえた課題

| | |
|-------------|----|
| 1 これまでの取組み | 10 |
| 2 現状からみえた課題 | 17 |

第4章 自殺対策の基本的な考え方

| | |
|---------------|----|
| 1 基本理念 | 19 |
| 2 自殺総合対策の基本認識 | 19 |
| 3 自殺総合対策の基本方針 | 19 |
| 4 施策の体系 | 21 |

第5章 施策の展開

| | |
|----------------------------|----|
| 基本施策1 地域・関係機関におけるネットワークの強化 | 24 |
| 基本施策2 自殺対策を支える人材の育成 | 24 |
| 基本施策3 生きることの促進要因への支援 | 25 |
| 基本施策4 市民への啓発と周知 | 26 |

第6章 自殺対策の推進体制等 27

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

全国の自殺者数は平成10(1998)年に急増し、以降年間3万人超と高い水準が続いていました。国においては、平成18(2006)年10月に自殺対策基本法が施行され、平成19(2007)年6月には、国の自殺対策の指針となる「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。国を挙げて自殺対策が総合的に推進された結果、平成22(2010)年以降は自殺者が7年連続して減少し、平成27(2015)年には急増前の水準になったものの、依然として毎年2万人以上の人人が自殺により亡くなっている現状です。

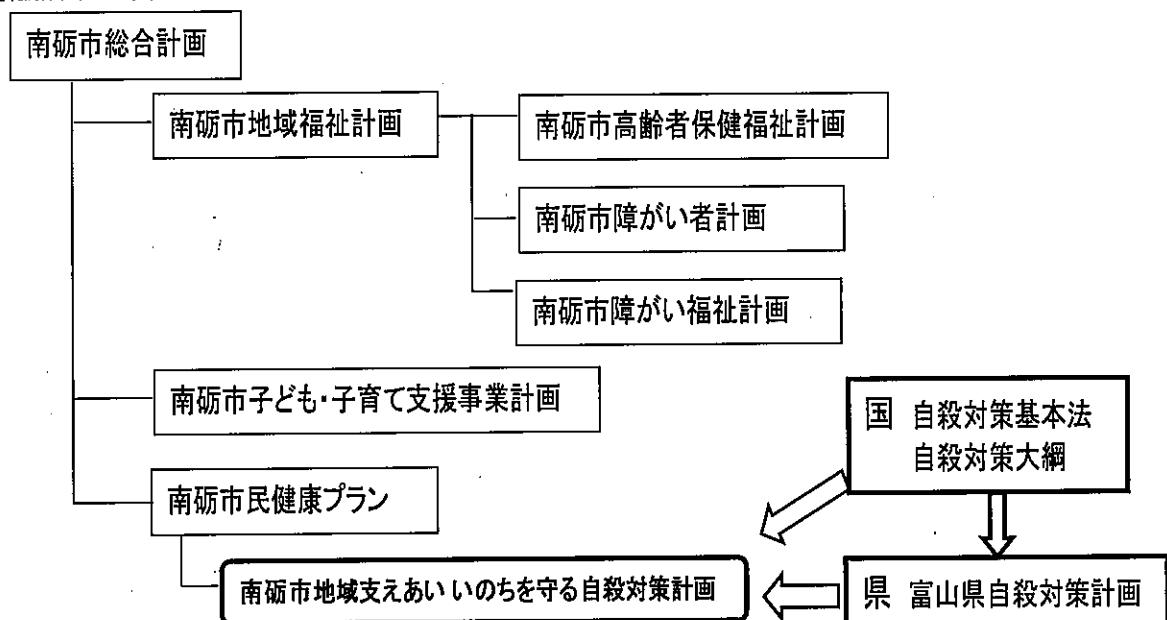
その後、平成28年の自殺対策基本法の改正や自殺の実態を踏まえ、平成29年7月に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱において「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現が重要課題であると示されました。

このような状況を踏まえ、南砺市においても「南砺市自殺対策計画」を策定することとしました。この計画に沿って、自殺対策を総合的にかつ効果的に推進し、誰も自殺に追い込まれることのない地域づくりを目指していきます。

2 計画の位置づけ

この計画は、自殺対策基本法第13条第2項に基づく計画として策定します。また、「南砺市総合計画」を上位計画とし、「南砺市民健康プラン」で取り組む「心の健康」の行動計画として位置付けるとともに、国の自殺対策大綱、県の自殺対策計画を踏まえ、「南砺市地域福祉計画」や「南砺市子ども・子育て支援事業計画」など関連計画との整合性を図ります。

【他計画との関連図】



(自殺対策基本法)第十三条

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画を定めるものとする。

3 計画の目標と期間

国の自殺総合対策大綱、富山県自殺対策計画では、2026年までに、2015年(平成27年)の自殺死亡率と比べて30%以上減少することを目標としています。

目指すのは、誰も自殺に追い込まれることのない地域づくりの実現ですが、南砺市は当面の目標として、国と県の計画を踏まえ、2026年までに、2016年(平成28年)の自殺死亡率と比べて30%以上減少することを目標とします。

| | | 2016年 平成28年 (現状値) | 2026年 (目標値) |
|----------------|--------------------------|-------------------------|----------------|
| 南砺市 | 自殺死亡率(人)* (人口10万人あたり) | 22.0 | 15.7以下 |
| | 自殺者数(人) | 11人 | 7人以下 |
| (参考) 富山県 自殺死亡率 | | 17.7 | 14.4以下 |
| (参考) 国 自殺死亡率 | | 18.5 (2015年) | 13.0以下 |

*自殺死亡率=自殺者数／人口×10万人

出典 富山県「人口動態統計」

<本計画での「自殺」と「自死」の用い方>

本計画では、自殺対策基本法に基づき推進すべき自殺対策の指針として示している自殺総合対策大綱、県の自殺対策計画を踏まえ作成しており、自殺行為を防ぐための計画としているため、「自殺」という言葉を用いることとしました。なお、遺族に関する表現においては、自殺の行為自体に焦点を当てていないため「自死」の言葉を用いることとしました。

第2章 南砺市における自殺の現状

南砺市の自殺の実態に即した計画を策定するために、厚生労働省「人口動態統計」、警察庁「自殺統計」及び自殺総合対策推進センターが自治体ごとの自殺の実態を示した「地域自殺実態プロファイル」を参考としました。

*厚生労働省「人口動態統計」は、日本国内の日本人を対象としているもの

計上方法：自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明の時は自殺以外で処理しており、死亡診断書等について自殺の旨の訂正報告がない場合は、自殺に計上していない。

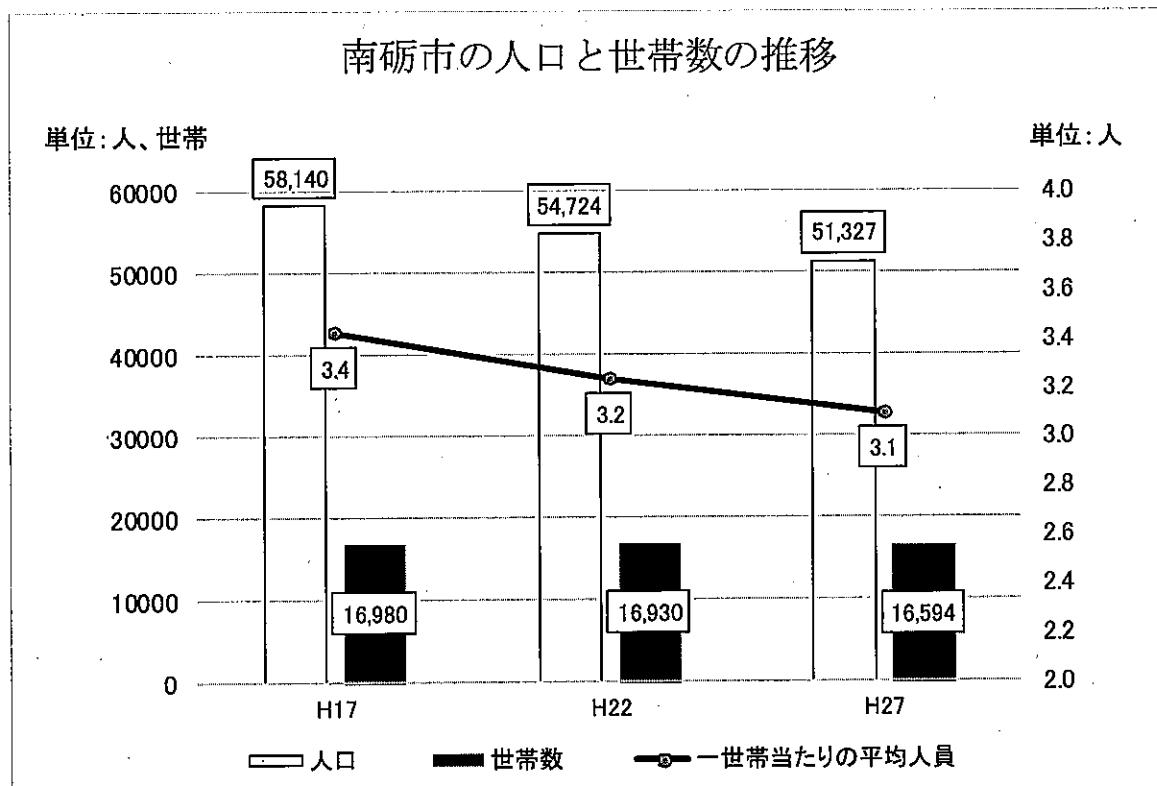
*警察庁「自殺統計」は、日本における外国人も含めた総人口を対象としているもの

計上方法：捜査等により自殺であると判明した時点で計上している。

1 人口の状況

(1) 人口と世帯数の推移

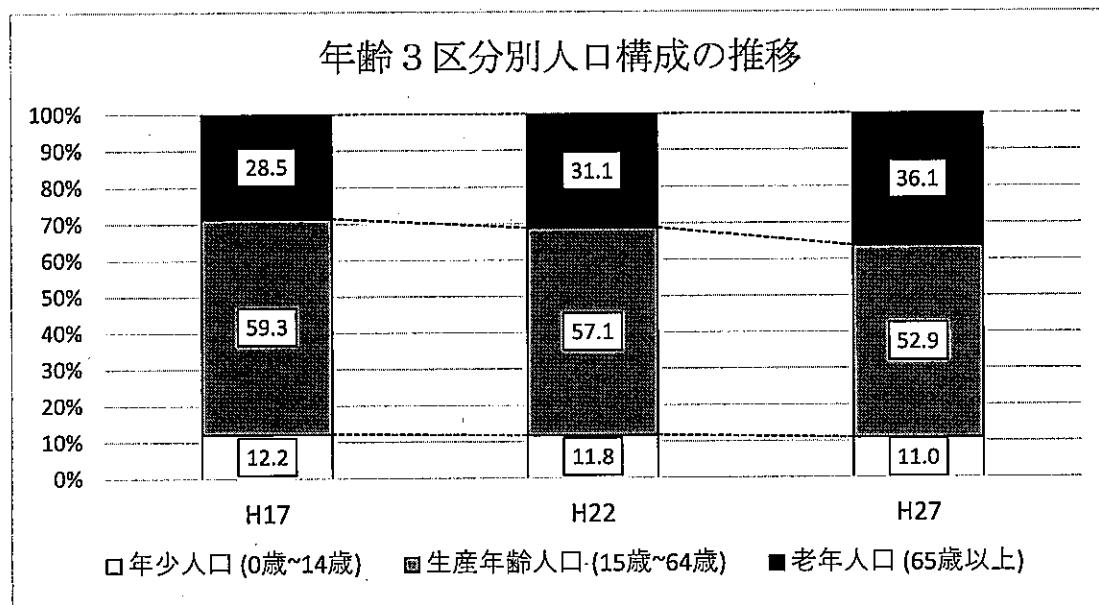
・平成27年の人口は51,327人であり、減少傾向にあります。また、世帯数、一世帯当たりの平均人員とも減少しています。



出典 国勢調査

(2)年齢3区分別人口

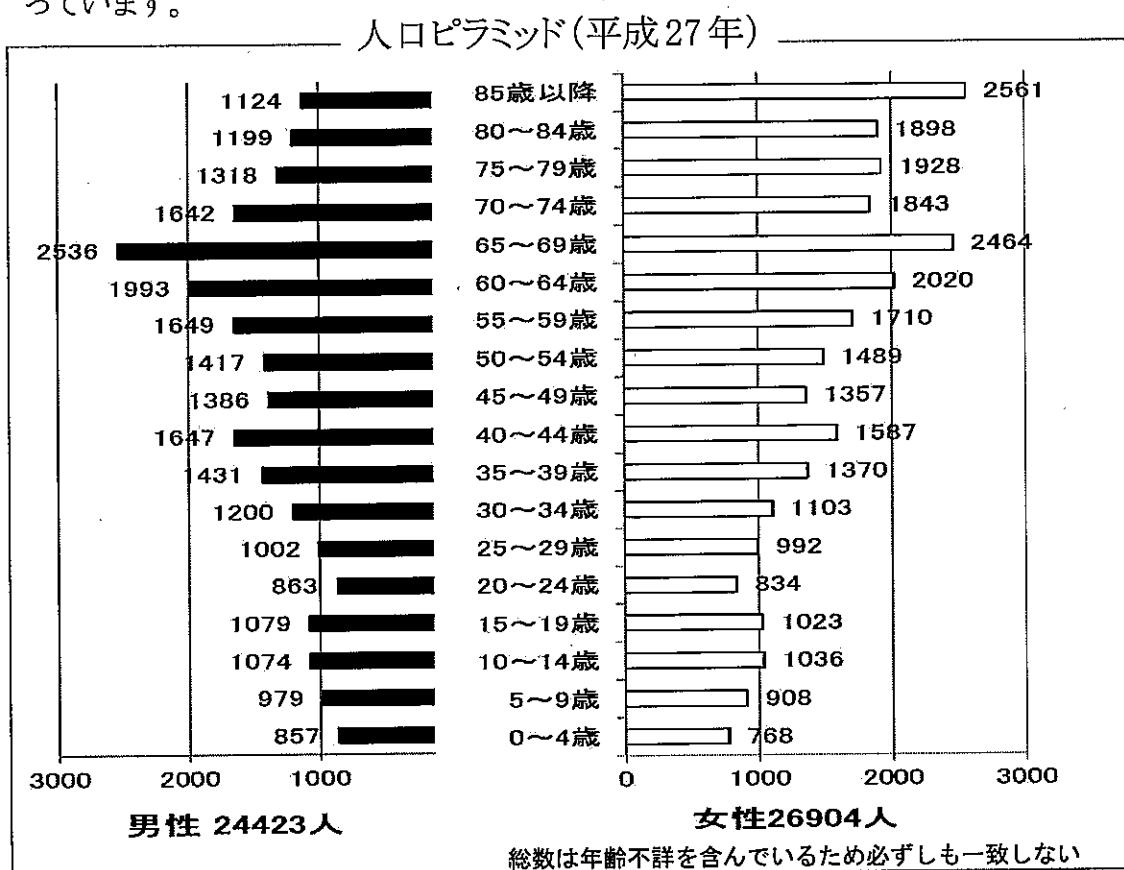
・平成27年の年齢3区分別人口割合は、平成17年、22年と比べて老人人口割合が増加し、生産年齢人口は平成17年と比べ、6.4%減少しています。



出典 国勢調査

(3)人口ピラミッド

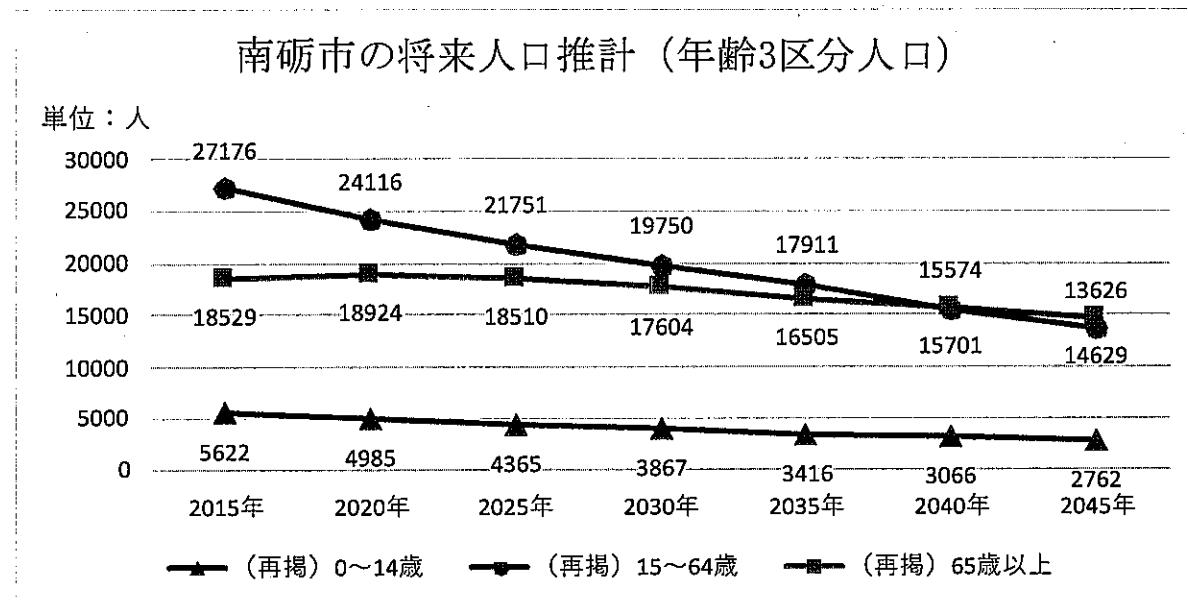
・男性は65～69歳が最も多く、次いで60～64歳、女性は85歳以上が最も多く、次いで65～69歳が多くなっており、いわゆるつぼ型以上に老人人口が増加している形となっています。



国勢調査の資料を基に作成

(4) 将来人口推計

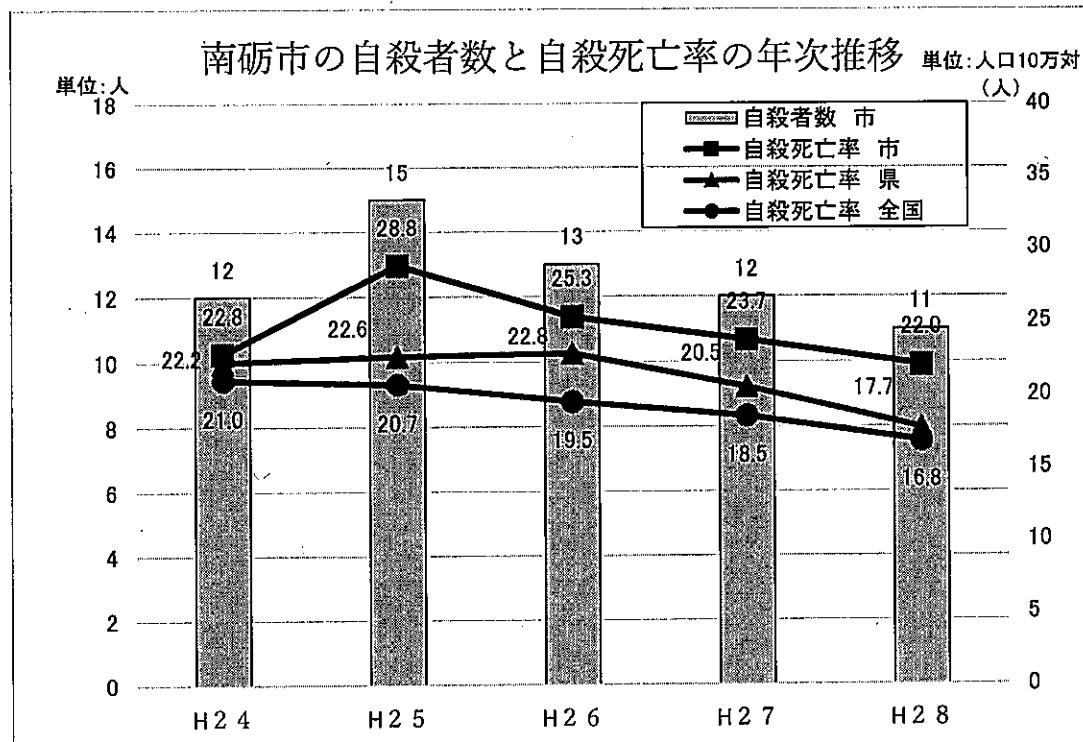
・年少人口と生産年齢人口は減少し続け、2045年に生産年齢人口と老人人口が逆転することが予想されます。



出典 国立社会保障・人口問題研究所

2 自殺者数と自殺死亡率の推移

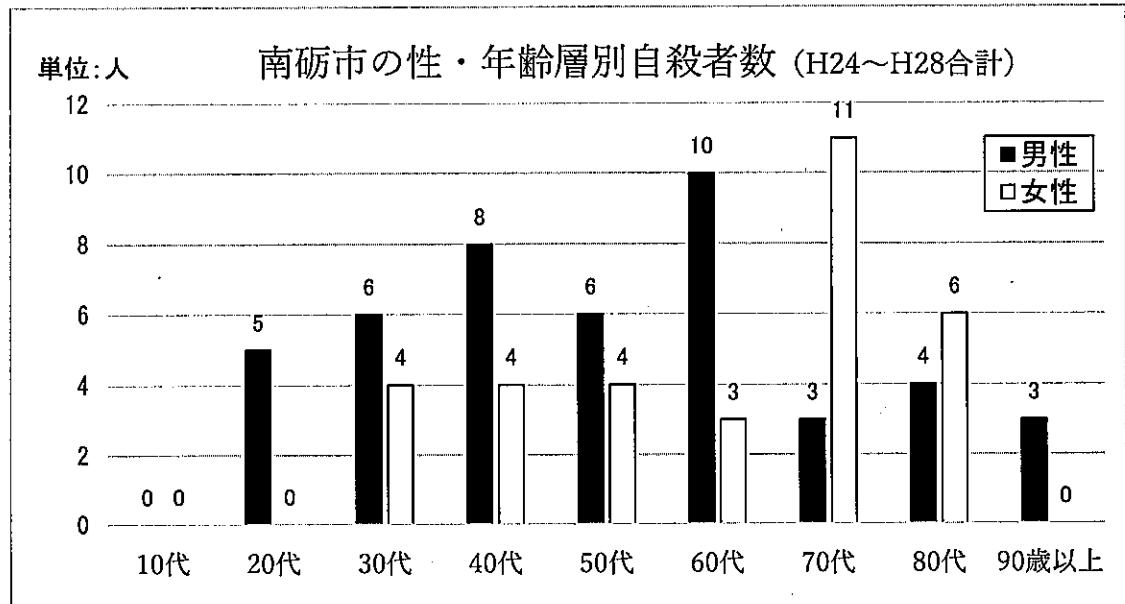
・平成24年～28年の間に自殺で亡くなった人の数は63人（年平均 約13人）で自殺死亡率は減少傾向にあります。しかし、自殺死亡率は人口 10 万人あたりでみると、人口の規模が少ない場合数人の増減で大きく動きます。



出典 厚生労働省「人口動態統計」

3 男女別・年齢層別自殺者数の推移

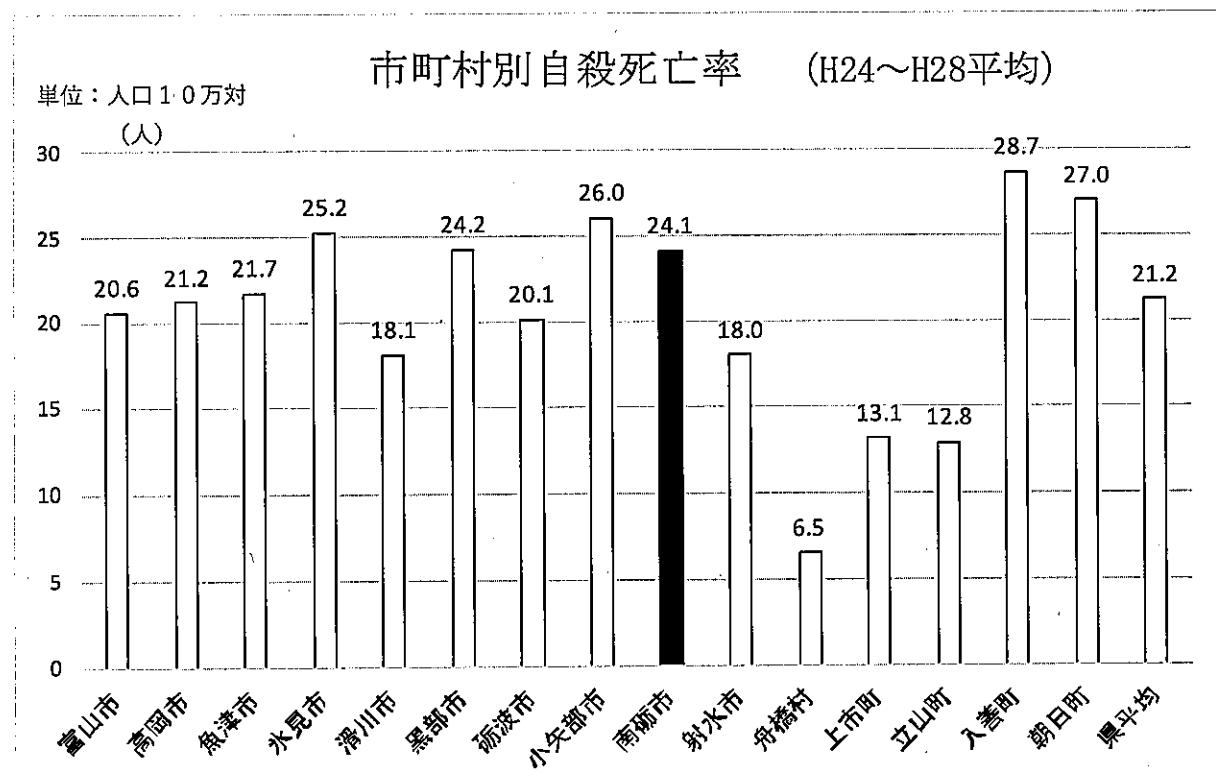
・平成24年～28年の間に自殺で亡くなった人を性別に見ると、男性が45人、女性は32人と男性の方が多い状況です。また、年齢層別では、男性は働き世代に多く、特に40代～60代に増え、女性は70、80代に多い状況です。



出典 警察庁「自殺統計」

4 市町村別自殺死亡率

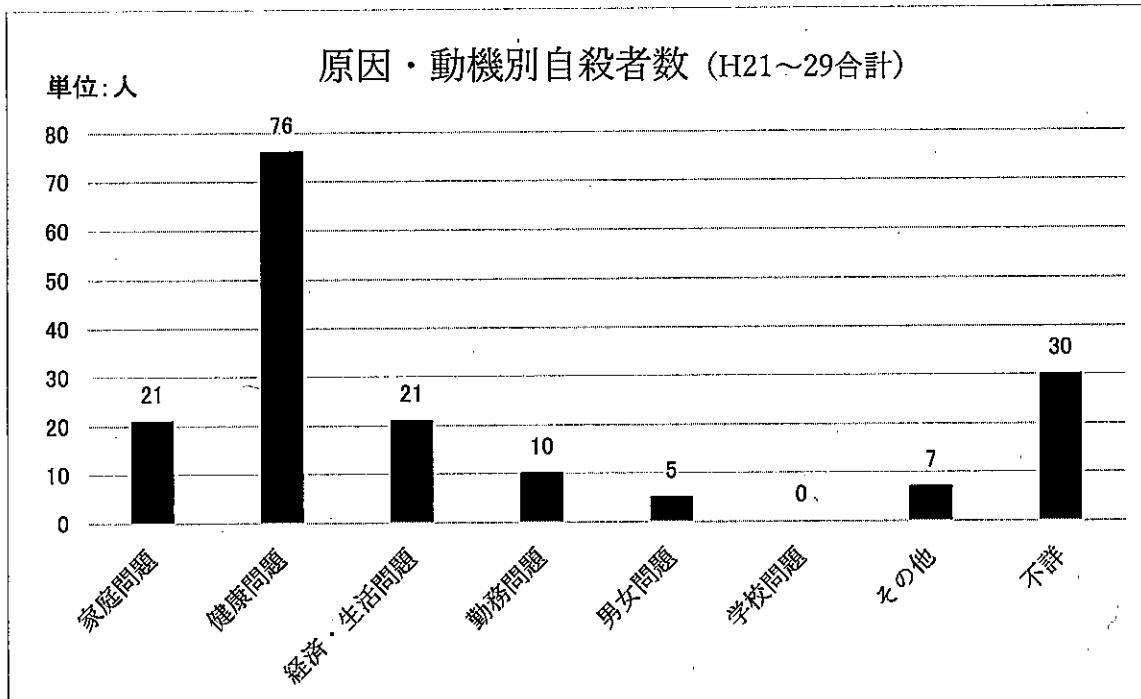
・南砺市は富山県15市町村の中で、6番目に自殺死亡率が高い状況です。



出典 厚生労働省「人口動態統計」富山県「人口移動調査」

5 原因・動機別の自殺者数

・自殺の原因・動機は健康問題が最も多く、その次には家庭問題と経済・生活問題となっています。

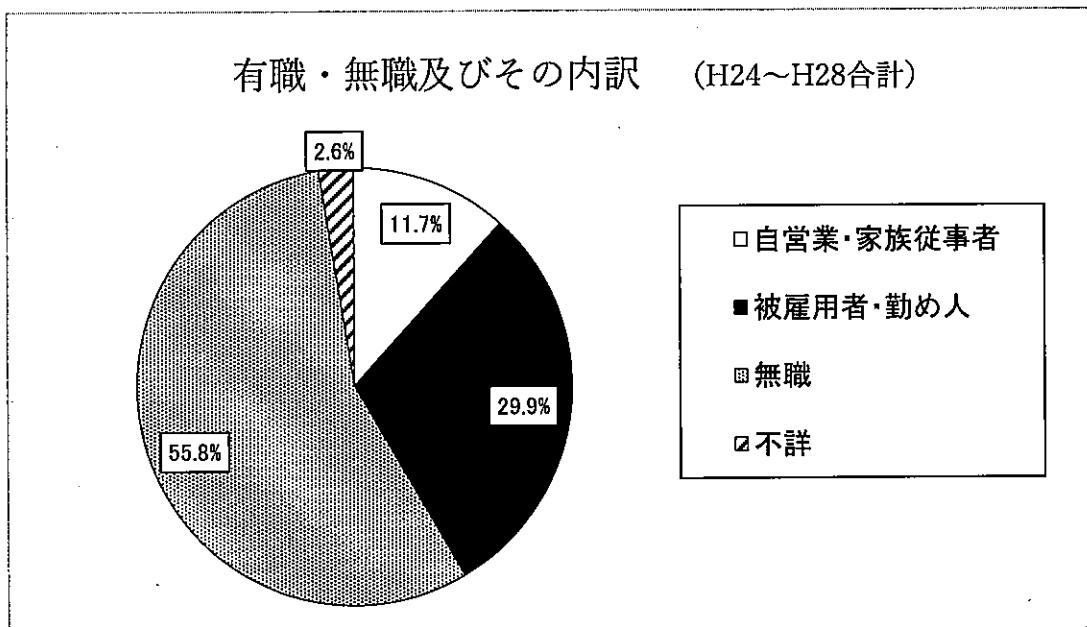


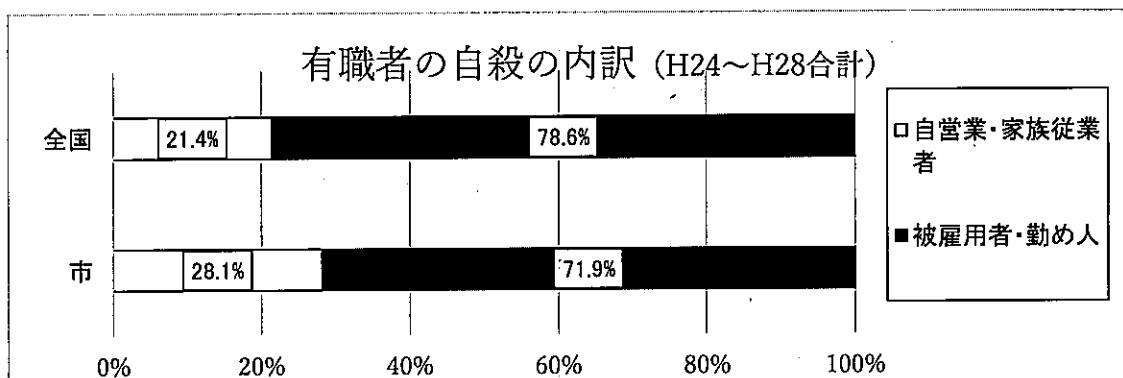
・自殺統計では、遺書などの自殺を裏付ける資料により明らかに確定できる原因・動機を3つまで計上可能としているので、全体の自殺者数とは一致しません。

出典 警察庁「自殺統計」

6 有職・無職者別の割合

・有職者・無職者の割合をみると、無職者の割合が半数以上を占めています。また、有職者の自殺者の内訳は、自営業者等の割合が全国より高く、被雇用者・勤め人の割合が全国より低くなっています。

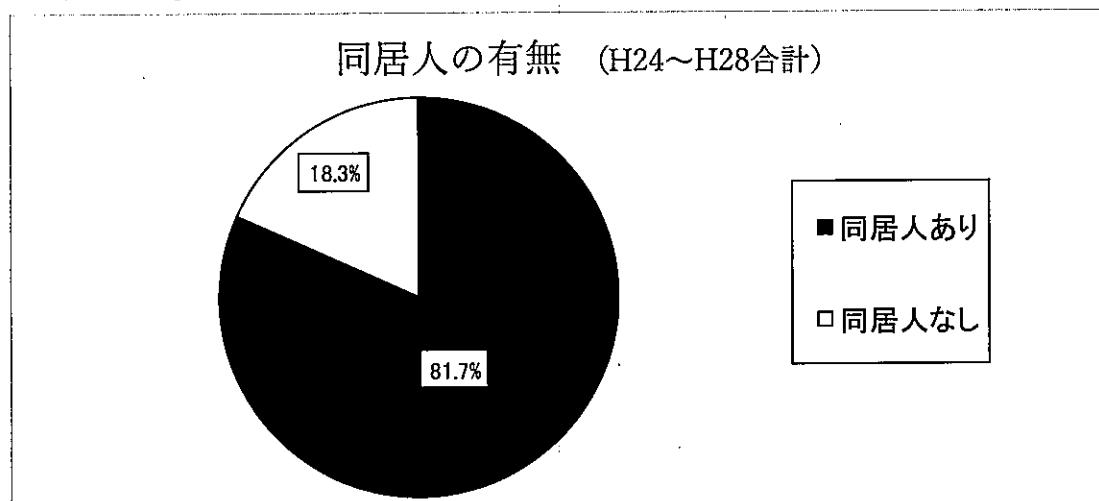




出典 警察庁「自殺統計」

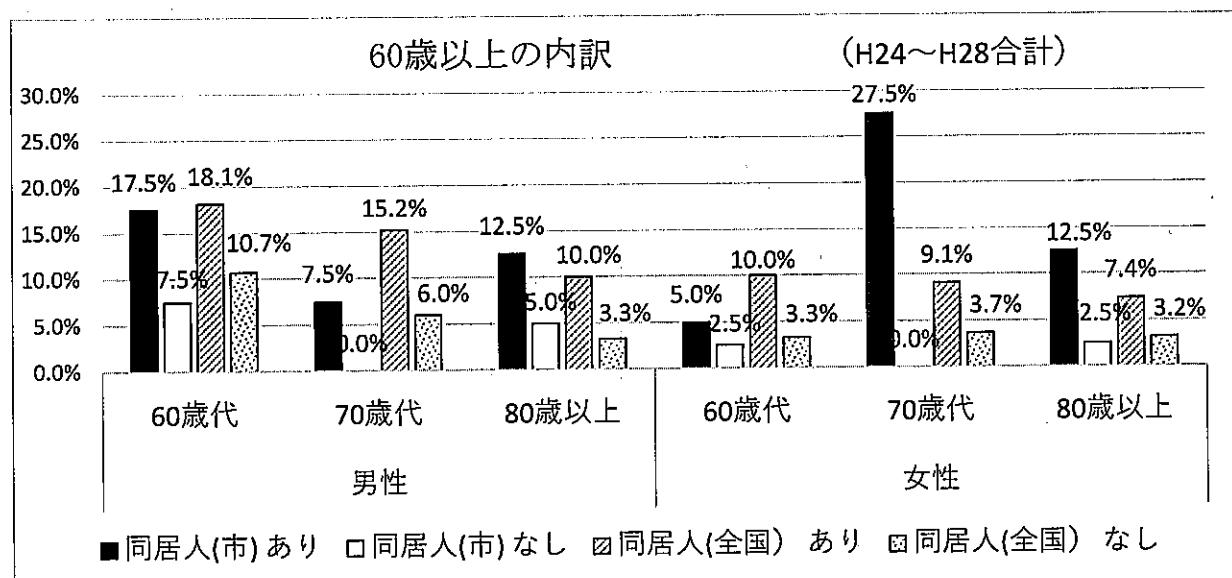
7 同居の有無別内訳

- ・同居の有無別にみると、H24～28年の間に自殺で亡くなった人のうち、同居人のいる人が81.7%でした。



出典 警察庁「自殺統計」

- ・70歳代は、男女ともすべて同居人のいる人でした。
- ・全国の状況では、60歳以上の男女別の内訳を見ると、どの年代も同居人のいる人の方が多い状況でした。



出典 警察庁「自殺統計」

8 南砺市の自殺の特徴

(特別集計(自殺日・住居地、H24～28合計))

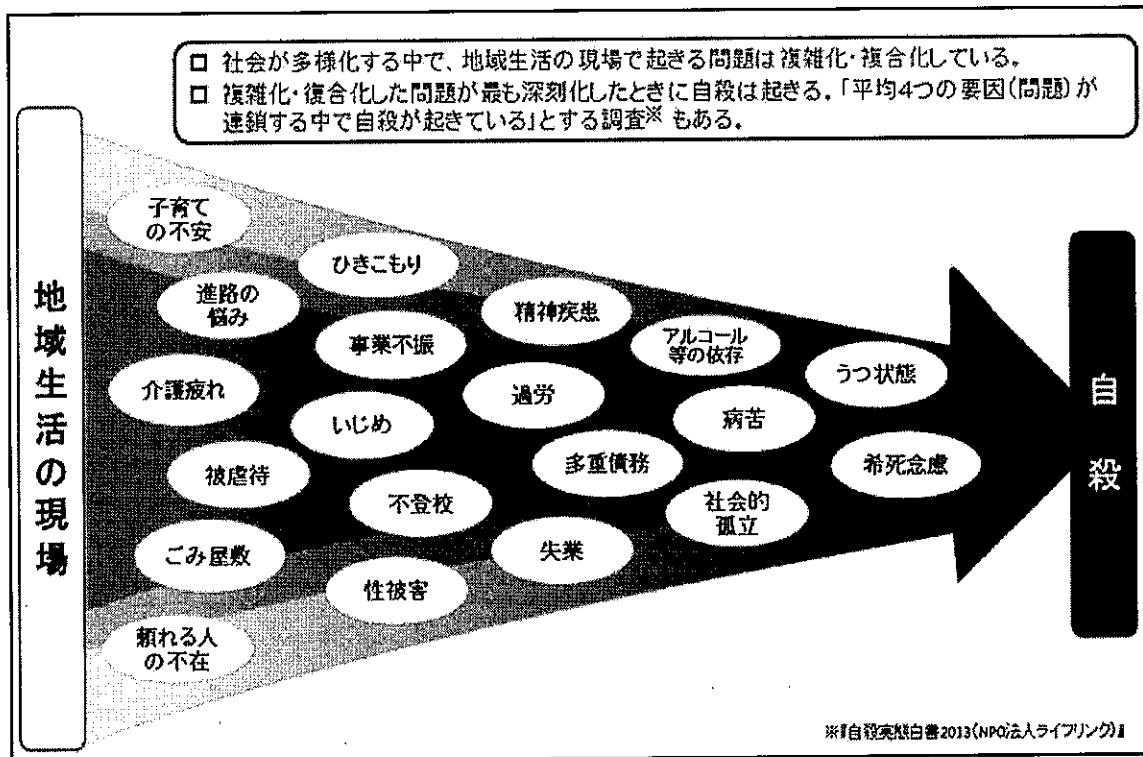
| 区分 | 自殺者数 5年 計 (人) | 割 合 (%) | 自殺 死亡率* (人口 10万対) (人) | 背景にある主な自殺の危機経路** |
|----------------------|------------------------|---------------|-----------------------------------|---|
| 1位:女性 60歳以上 無職同居 | 14 | 18.2 | 31.9 | 身体疾患→病苦→うつ状態 →自殺 |
| 2位:男性 60歳以上 無職同居 | 12 | 15.6 | 47.6 | 失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ) +身体疾患→自殺 |
| 3位:男性 20～39歳 有職同居 | 9 | 11.7 | 49.3 | 職場の人間関係／仕事の悩み(ブラック企業) →パワハラ+過労→うつ状態→自殺 |
| 4位:男性 40～59歳 有職同居 | 8 | 10.4 | 30.3 | 配置転換→過労→職場の人間関係の悩み +仕事の失敗→うつ状態→自殺 |
| 5位:女性 40～59歳 有職同居 | 5 | 6.5 | 23.2 | 職場の人間関係+家族間の不和→うつ状態 →自殺 |

(地域自殺実態プロファイル(2017)、自殺者数は H24～28合計)

*自殺死亡率の母数(人口)は平成27年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計したもの

**「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013(ライフリンク)を参考にしたもの

自殺の危機要因のイメージ図



出典 厚生労働省資料「市町村自殺対策計画の手引き案」

第3章 これまでの取組みと現状からみえた課題

1 これまでの取組み

南砺市では、2013(平成25)年3月に南砺市民健康プランを策定し、2022年までに自殺者の減少(自殺死亡率)を目標に掲げ、こころの健康づくりに取り組んできました。

これまでの取組みの中で、自殺対策に関するものを対応の段階に応じて「事前対応」、「危機対応」、「事後対応」、「実態把握と分析」の各段階に分類しました。

(1) 事前対応 自殺を防ぐための情報提供、普及啓発、環境整備

| 健 康 | 子育て支援ネットワーク会議の開催 | 自殺対策にかかる視点を盛り込み、理解の促進を図っています。また、リスクを抱えた人を把握して必要な支援につなげるための場としています。 | 健康課 |
|--------|--------------------|--|-----|
| | 健康づくりボランティア養成講座 | 健康づくりボランティアの養成講座において、自殺対策にかかる視点を盛り込み、理解促進を図っています。 | |
| | 学童・思春期保健事業 | 心身共に成長が著しく、人格形成にとって重要な時期である学童・思春期において、すこやかに成長できるよう支援し、自他の命を大切にしようとする心を養っています。 | |
| | 母子健康手帳の交付時における保健指導 | 妊娠・出産・子育てに関して、健康面や経済面など幅広い悩みについて把握し、支援につないでいます。 | |
| | 妊婦訪問・訪問指導 | 妊娠中の健康や子育てに関する相談に対して、訪問や電話相談を実施することで、リスクの把握や切れ目のない支援を行っています。 | |
| | 産婦健康診査 | 育児への不安や重圧によって精神的に不安定になる産後うつや、新生児への虐待予防等を図ることを目的に、全産婦を対象に産後2週間、産後1か月の時期に産婦健康診査を実施し、産後の初期段階における母子への支援を強化しています。 | |
| | すこやかサロン | 産後間もない乳児とその母親が気軽に情報交換できる場を提供し、保護者同士やスタッフとの交流を通して育児不安の軽減を図っています。 | |
| | 産後ケア | 母親の身体的な回復のための支援、授乳の指導及び乳房のケア、母親の話を傾聴するなどの心理的支援、具体的な育児指導、地域で生活するうえでの社会的資源の紹介などを行っています。 | |

| | | | |
|-------------|----------------------------|---|---------------------------------|
| 健 康 | 産前・産後サポート事業 | 妊娠・出産・子育てに関する悩み等に対し、不安や生活上の困りごと等が軽減できるよう専門職が相談支援を行っています。 | 健康課 |
| | 新生児訪問指導事業、低体重児等訪問指導 | 母親との面談時に、産後うつに関するパンフレットの配布やチェックリストの実施を切り口に、異変や困難に気づき、問題があれば関係機関につなげるなど対応の強化を図っています。 | |
| | こんにちは赤ちゃん訪問 | 母親が抱える子育てに関する悩み等に対し、不安や生活上の困りごと等が軽減できるよう、専門職が相談支援を行っています。 | |
| | 5か月児離乳食教室 お口もぐもぐ教室 | 離乳食に関する相談会を通じて、父母が抱える不安や問題について聞き取り、問題の早期発見、早期対応に努めています。 | |
| | 健康教室の開催 | 依頼のあった団体に対して、うつ病やこころの健康について取り上げることにより普及啓発を図っています。 | |
| | 39歳以下健康診査対象者への不眠チェックリストの実施 | 39歳以下の健康診査を受診された方を対象に不眠チェックリストを配布し、自らの状況を振り返り、気づき、相談するきっかけづくりにしています。 | |
| | 特定保健指導 | 健康診断の結果から保健指導を実施する機会をとらえ、心の健康問題について把握し、必要な場合には専門機関による支援につないでいます。 | |
| | 病院運営 | 地域住民の信頼と期待に応え得る地域医療の担い手として、また、地域包括ケアシステムにおける高度急性期・急性期医療を提供する地域の中核的な医療機関として、総合診療基盤に基づく高度・専門医療の提供を行っています。 | 医療課 |
| 高 齢 者 | 医療相談窓口 | 市立病院内の地域医療連携科(市民病院)、地域医療連携室(中央病院)において、看護師や医療ソーシャルワーカーなど多職種の医療福祉専門職がチームとなり、患者や家族の日常生活の問題解決のため、退院後のケアや医療福祉に関する相談を行います。また、必要に応じて地域の保健福祉医療機関との連携を図った支援を実施しています。 | 医療課 |
| | 家族介護者教室 | 寝たきりまたは認知症高齢者等を在宅で介護している方に、介護の方法や介護予防等の知識と技術の習得を目的とした教室を実施しています | 地 域 包 括 ケ ア 課 |
| | 家族介護者交流事業 | 寝たきりまたは認知症高齢者等を在宅で介護している方に、介護の慰労と介護者相互の交流を図るために日帰り研修を実施しています。 | |

| | | | |
|-----------------------|-----------------------|--|-----------------------|
| 高 齡 者 | 食の自立支援事業 | 70歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者世帯に、週5日を上限に夕食等を配達し、高齢者の健康保持や自立生活の支援を行っています。 | 地 域 包 括ケア課 |
| | 高齢者・障害者虐待防止ネットワーク推進事業 | 地域包括支援センター、民生委員等の関係機関で構成する高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会を中心に、高齢者・障害者の虐待防止や早期発見に努め、高齢者や養護者等への支援を行うとともに、関係機関の連携体制の強化を図っています。 | 地 域 包 括 支 援 センタ |
| | 地域ケア会議 | 地域包括支援センター、介護支援専門員、保健・医療・福祉の専門家等の多職種で会議を開催し、個別ケースの支援内容の検討を通じて、高齢者の課題解決を支援するとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高めます。また、地域包括支援ネットワークの構築や地域課題の把握を行い、これらの検討を通じて蓄積された地域課題をさらに地域の社会資源の開発や必要な政策形成に反映します。 | |
| | 認知症サポーター養成講座 | 誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人々や家族を応援する認知症サポーターを養成しています。 | |
| | 介護予防サポーター養成講座 | 高齢者自らが健康づくりや介護予防に積極的に取り組むとともに、地域で介護予防の普及啓発に対する協力や独居、高齢者世帯への声かけ・見守りを行う支援者を養成しています。 | |
| | 高齢者総合相談事業 | 高齢者とその家族の悩みごとや介護保険等に関する総合相談を行っています。 | |
| | ともいきカフェ | 認知症の人や介護している家族の不安や悩みについて、同じ経験を持つ相談員が対応するとともに、認知症に関する情報提供を行っています。 | |
| | 高齢者学級事業 | 高齢者のニーズに即した学習の場を設定することにより、学習者に主体性のある自己啓発を促しています。 | 生 涯 学 習スロー ン課 |
| 經 濟 ・ 生 活 | 高齢者運転免許自主返納支援事業 | 免許を返納した高齢者に対して支援乗車券を交付し、外出を促すことにより高齢者の孤独からなる自殺リスクの軽減を図っています。 | 市 民 生 活課 |
| | 出産支援交通費助成 | 妊娠健康診査の受診のための通院費用の一部助成を行っています。 | 健 康 課 |
| | 専門職の負担軽減 | 専門的な知識・技能を要する業務を行う従事者に過度の負担が集中しないよう、外部委託ができるシステムとの連携及び活用を推進します。 | 商工課 |

| | | | |
|-------|-----------------------|---|-----------|
| 家庭・男女 | 子育て講座事業 | 家庭の教育力向上を図るとともに、少子化等の問題に 対処するため、全ての親やこれから親となる若い世代に 対するきめ細やかな家庭教育支援の取り組みを推進し ています。 | 生涯学習スポーツ課 |
| | 乳幼児発育相談会 | 乳幼児の身体発育や発達の確認の場として活用し、母 親が主体的に子育てできるように支援します。また、保 護者をサポートし、より良い環境の中で子育てができるよ う支援します。 | 健康課 |
| | 乳歯・永久歯むし歯予 防事業 | 子どもの歯科健診は家庭での生活状況や抱える問題等 を知ることができますため、把握して支援につないでいま す。 | |
| | こどもの発達に関する 相談会 | こどもの発達に関して父母が抱えている不安や負担を 軽減するために専門家や保健師が相談に応じます。必 要な場合には専門機関へつなぎ、継続的なフォローを 行っています。 | |
| | 子育て支援ガイドブッ ク「すこやか」の配布 | 妊娠・出産・子育てに関する情報を幅広く掲載したガイド ブックについて、妊娠届出時、出生届出時に配布するこ とにより、相談機関の周知の拡充を図っています。 | こども課 |
| | 家庭児童相談員設置 事業 | 家庭における適正な児童養育、その他家庭児童の福祉 の向上を図るための相談、指導を行う相談員を配置して います。 | |
| | 母子・父子自立支援員 配置事業 | ひとり親家庭の相談に応じ、その自立に必要な情報提 供及び助言、職業能力の向上及び求職活動に関する 支援を行い、生活の安定、児童の福祉の増進を図るた め、母子・父子自立支援員を配置しています。 | |
| | 女性相談員配置事業 | 離婚や配偶者等による暴力などの問題や心配事に対応 する相談員を配置しています。 | |
| | 児童虐待防止対策の 充実 | 育児等に関する各種相談に関し、必要に応じて専門機 関と連携しながら家庭内の課題解決を図っています。 | |
| | 子育て支援センター | 子育て支援センターを会場に育児相談を実施していま す。 | |
| | 保育園事業 | 保育園・認定こども園での育児相談を実施しています。 | |
| | ファミリーサポートセン ター事業 | 育児の援助を行いたい会員と援助を受けたい会員との 連絡調整を行っています。 | |

| | | | |
|-----------|---------------------|---|-----------|
| 家庭 ・男女 | 児童扶養手当給付事業 | 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもを監護している母子家庭の母又は父子家庭の父もしくは父母に代わって子どもを養育している方に支給しています。 | こども課 |
| | ひとり親家庭等医療費給付事業 | 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもを監護している母子家庭の母または父子家庭の父とその子ども、もしくは父母のいない子どもとその父母に代わって子どもを養育している方の医療費を助成しています。 | |
| 勤務 | 新規雇用の確保 | 職場環境の維持・改善・充実を図るため、新規雇用者を確保できるよう支援しています。 | 企業誘致推進室 |
| | 学校職員ストレスチェック事業 | 労働安全衛生法に基づき、学校職員等のストレスチェックを実施し、メンタル不調の未然防止を図っています。 | 教育総務課 |
| 学校 | PTA活動の支援・育成に関する事業 | PTAに対する研修会や講演会を実施しています。 | 教育総務課 |
| | 教職員人事・研修 | 教職員の研修及び研究・生活リズムの向上、体力の向上に向けた研修を行っています。 | |
| | 就学に関する相談 | 特別に支援を要する児童生徒に対し、関係機関と協力して一人ひとりの障がい及び発達の状態に応じたきめ細やかな相談を行っています。 | |
| | いじめ防止対策事業 | 各学校のいじめ防止基本方針の点検と見直し、個別指導等を通じて、いじめの未然防止、早期発見、早期解消に努めるとともに、継続的な再発予防を図っています。 | |
| | 生活指導・健全育成(教職員向け研修等) | 問題行動の未然防止を含めた児童・生徒の健全育成のために、研修体制の充実を図っています。 | 生涯学習スポーツ課 |
| | スクールソーシャルワーカー活用事業 | 社会福祉等の専門的な知識や技能を有するソーシャルワーカーを活用し、さまざまな課題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っています。 | |
| | 中学生土曜学習推進事業 | 大学生が推進員となり学習支援を実施します。中学生が夏休みを過ごす際の学習の場を提供しています。 | |

| | | | |
|---------|----------------------|--|------------------|
| その 他 | 街頭キャンペーン | 9月と2月の自殺予防週間に合わせて、県と連携しながら街頭キャンペーンを実施し、自殺予防に関するパンフレットを配布しています。 | 健康課 |
| | 市立図書館における心の健康コーナー設置 | 広く市民が訪れる図書館において、心の健康に関する本を設置することにより、自殺対策に対して広く関心をもてる機会をつくりっています。 | |
| | 南砺市民健康プラン(第2次)の推進 | こころの健康づくりの推進を図っています。 | |
| | 県や民間団体が行っている相談や活動の紹介 | 心の健康、経済生活、家庭生活、勤務、学校、ギャンブル依存、DV、自死遺族、アルコール、薬物、ひきこもり等で悩んでいる方に対し、相談機関や活動内容について情報提供を行っています。 | |
| | 精神保健福祉推進事業 | 精神保健福祉法及び障害者総合支援法の申請・届出時等の機会を利用し、自殺予防の視点を持ちながら窓口対応や相談・訪問事業を行っています。 | 福祉課 |
| | ひきこもりの状態にある人への対応 | 自ら相談に出向けない人に対して、家族や近隣住民、市内の関係機関から情報を得て、機会をとらえて訪問し、本人や家族の支援につなげられるよう努めます。また、市内施設内に気軽に相談できる窓口を設け相談援助を行っています。 | |
| | 地区のケアネット事業 | 地域のニーズを把握し、地域住民、専門職(機関)が一緒にになってその解決に取組む活動を通じて住民参加による福祉コミュニティづくりを推進しています。 | 社会福祉協議会 (福祉課) |
| | 福祉総合相談 | 暮らしや住まい、家族、人権や法律など心配ごとの相談を専門相談員や弁護士がともに考え、問題解決をするためのアドバイスを実施しています。 | |
| | 人権啓発、人権相談事業 | 人権擁護の普及啓発活動に取り組むとともに、相談所を設け人権侵害などの各種相談に応じています。 | 南砺で暮らしません課 |
| | 働き方改革の推進 | イクボス宣言事業所を随時募集し、事業所の長時間労働などの労働慣行の見直し、働き方改革、男性の家事・育児参画の推進、女性の活躍推進に向けた取り組みを支援しています。 | |
| | 防犯対策事業 | 自殺要因の一つである犯罪被害者に対して、被害者支援センターと連携し、市庁舎において被害者対策パネル展を開催して広報啓発を行っています。 | 市民生活課 |
| | 交通対策事業 | 自殺要因となり得る交通事故当事者や交通遺児に対して、関係機関と広報を行い、各種支援を周知し、自殺リスクの軽減を図っています。 | |

| | | | |
|---------|------------------|---|-----------|
| その 他 | 青少年育成事業 | 南砺市内の青少年育成南砺市民会議各8支部に補助金を交付し、青少年の非行・被害防止に取り組む運動や講演会、あいさつ運動等を実施しています。 | 生涯学習スポーツ課 |
| | 南砺市民大学講演会 | 市民一人ひとりが生涯にわたって主体的に学び、心身ともに充実した生活を送ることができるような機会づくりのため、さまざまな分野の著名な講師を招き、文化教養講演会を実施しています。 | |
| | 子ども・子育て支援事業計画の推進 | 子ども・子育て支援事業計画の推進を図っています。 | こども課 |

(2) 危機対応 早期に発見し、早期介入のための取り組み

| | | | |
|-------|-----------------------|--|---------|
| 健康 | こころの健康相談 | こころの健康についてや悩みに対し、電話や面談による相談を行い、早期に適切な支援を行っています。 | 健康課 |
| 高齢者 | 成年後見制度利用支援事業 | 成年後見制度の利用にあたって、申し立てに必要な経費や成年後見人等への報酬が負担できない高齢者に費用の一部を助成しています。 | 地域包括ケア課 |
| | 生活管理指導短期宿泊事業 | 65歳以上の介護保険対象外で、基本的な生活習慣が欠如している高齢者が、疾病ではない体調不良の状態になった場合に、施設を利用した一時的な宿泊を行わせ、生活習慣の指導を行っています。 | |
| 経済・生活 | 消費生活窓口事業 | 各種消費生活問題の相談に対する助言を行い解決に導きます。抱える問題に対して自殺の予兆(生活困窮の苦等)を割り出し、関係機関と連携し早期の対策を講じています。 | 市民生活課 |
| | 国保年金受付相談 | 支払い相談等の生活困窮者については、生活において深刻な問題を抱えている可能性があることから、さまざまな支援につなげる体制の確保を図っています。 | |
| | 生活困窮者自立支援事業 | 生活困窮者からの相談に対応し、本人が生活困窮に陥った背景や要因の分析に努めます。相談の際には、心身ともに不安定な状態におかれている相手の心理に配慮して、受容的態度での聞き取りを心がけ、自殺リスクを高めず生きるための支援ができるように組織ぐるみで包括的に対応しています。 | 福祉課 |
| | 就学援助と特別支援就学奨励補助に関する事務 | 経済的理由により就学が困難な児童生徒に対し、給食費や学用品費等を補助しています。 | 教育総務課 |
| | 奨学金に関する事務 | 経済的理由により就学、進学が困難な高校生や大学生等に対して、市の奨学金を貸与しています。 | |

| | | | |
|----|-------------|---|-------|
| 学校 | いじめを含む教育相談 | こどもの教育上の悩み心配事に関する相談を教育指導員(心理)が受け付けています。 | 教育総務課 |
| | 不登校児童生徒支援事業 | 不登校児童生徒を対象にした適応指導教室を設置しています。 | |

(3) 事後対応 自殺企図を繰り返さないための取組み

| | | | |
|-----|-------------------------|--|-----|
| その他 | 自死遺族等を対象とした相談機関や民間団体の紹介 | 自死遺族等の心理的な影響が緩和されるよう、相談活動やサポート体制について紹介しています。 | 健康課 |
|-----|-------------------------|--|-----|

(4) 実態把握と分析

| | | | |
|-----|--------------------|---|-----|
| その他 | 自殺関連の統計資料や情報の収集・分析 | 厚生労働省の人口動態統計や警察庁の自殺統計資料、自殺総合対策推進センターにおける自殺実態プロファイルや地域自殺対策の政策パッケージなど各機関で公表された統計資料や情報を収集し自殺の発生状況や自殺者の年齢・性別等についての詳細分析、経年比較を継続して行っています。 | 健康課 |
|-----|--------------------|---|-----|

2 現状から見えた課題

南砺市の自殺の現状及び対応の段階に応じて取り組んできたこれまでの取組みを踏まえ、以下の課題を抽出しました。

(1) 悩んでいる人に気づき、相談窓口につなぐ人材の育成

自殺の背景には精神保健上の問題だけではなく、過労や生活困窮、育児や介護疲れ、引きこもり、性的マイノリティなど様々な社会的な要因があることから、南砺市では全庁的に身近な場所で各種相談窓口における相談事業等を開拓してきましたが、まだ年間10人以上の尊い命が自殺によって失われている現状にあります。

自殺に追い込まれる危機は誰にでも起こり得る危機であり、市民誰もが当事者となり得る問題であることについて理解の促進を図るとともに、市民一人ひとりが、自殺を考えている人が身近にいる可能性があることに早く気づき、適切に対処できるよう人材の育成に取り組む必要があります。

(2) 若者や働き世代への自殺予防

南砺市では、平成24～28年において10歳代の自殺死亡者はいない状況ですが、20～40歳代の男性、30～40歳代の女性で自殺死亡者が多い状況にありました。

人口減少、少子高齢化が進む南砺市においては、妊娠・出産から子育て期にかけて継続的にきめ細かく切れ目がない支援が受けられる体制づくりが必要と考え、次代を担う子どもたちのすこやかな育成とその親・家族を支援する「南砺市型ネウボラ推進事業」を展開しています。小中学校では、道徳・家庭科で命について考えたり、外部講師を招いて命の大切さを学ぶ機会を設けるなど、学童思春期の子どもたちの健全な心の育成に努めています。

こども・若者は地域の宝であり、将来ある命が自殺によって失われることは、周囲に与える影響も大きく、こども・若者に対する自殺対策は重要であると考えます。

また、50～60歳代の男性においても自殺死亡者が多い状況にありました。この世代は、社会経済的な基盤を支える重要な世代であることから、働き世代に対する自殺対策は重要であると考えます。

(3) 高齢者の自殺予防

高齢者のいる世帯や高齢化率が県内でも高い南砺市では、高齢者サービスが充実しており、地域づくりを基盤とした小規模多機能自治の仕組みを取り入れた南砺市型「地域包括ケアシステム」の体制整備を推進しています。これは南砺市の強みといえますが、年齢階層別の自殺死亡者数をみると、男性が80歳以上、女性では70歳以上の高齢者に多くなっている現状があります。

高齢者は、慢性疾患による継続的な身体的苦痛や将来への不安、身体機能の低下に伴う社会や家庭での役割の減少、喪失感や疎外感、近親者の喪失体験や介護疲れ等がうつ病につながるといわれています。また、単身世帯の高齢者は地域で孤立しやすく、同居の場合でも関係性の希薄化により、家族の中で孤立することが少なくありません。

これらの対人交流の減少や、役割の喪失等に伴う精神的ストレスに配慮する必要があります。そのため、高齢者自身が家庭や地域内において役割を果たすことで「生きがい」や「自己肯定感の向上」を感じることができ、さらに介護をする側・される側、それを支える家族、いずれの立場になつても「お互いさま」の心を持ち、人生の終わりまで幸福を感じられるような地域づくりが重要であると考えます。

(4) 自殺予防に対する普及啓発の継続実施

これまで、街頭啓発活動等による普及啓発を行ってきましたが、うつ病等の精神疾患に関する正しい知識の普及啓発の推進や、適切な相談窓口の継続的な周知は、自殺のリスクを減らす要因であると考えます。

第4章 自殺対策の基本的な考え方

自殺総合対策大綱では、自殺に対する基本理念、基本認識が明らかにされています。南砺市においてもこの理念、認識のもと取組みを進めています。

1 基本理念

南砺市型「地域包括ケアシステム」の推進により、誰も自殺に追い込まれることのない南砺市の実現を目指します。

＜南砺市型「地域包括ケアシステム」の推進を取り入れた取組みの考え方＞

子どもから高齢者まで、すべての市民が住み慣れた地域で生きいきと生活を送ることができるように、行政が行うサービスや支援による「公助」、医療保険や介護保険等制度による「共助」、近隣住民や地域で活動する小規模多機能自治組織やボランティア等による「互助」、個人や家族による「自助」について役割分担し、互いに連携しながら自殺対策の取組みを推進していきます。

2 自殺総合対策の基本認識

- (1) 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- (2) 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている
- (3) 地域レベルの実践的な取組みをPDCAを通じて推進する

3 自殺総合対策の基本方針

(1) 生きることの包括的な支援として取り組みを推進する

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」より、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等の「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」が上回ったときに自殺リスクが高まります。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行い、双方の取り組みを通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。

自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取り組みを総動員して、「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

(2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会的・経済的な視点を含む包括的な取り組みが重要で

す。また、このような包括的な取り組みを実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けた取り組みのほか、生活困窮者自立支援制度などとの連携を推進することや、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようになります。

(3) 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

自殺対策は、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」の3つに分けて考え、これらを有機的に連動させ、総合的に推進することが重要です。

また、3つのレベルの個別の施策は、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等に起こる「事後対応」のそれぞれの段階ごとに施策を講じる必要があります。

(4) 実践と啓発を両輪として対策を推進する

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、こうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であることが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行うことが重要です。

また、すべての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家や問題内容のケースに応じて市職員につなぐとともに、専門家とともに見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが必要です。同時に、様々な分野の相談体制の整備やそれを支える関係者の人材育成を推進することが重要です。

(5) 関係者の役割を明確にし、連携・協働して対策を推進する

自殺対策が最大限その効果を發揮して、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国、県、市、関係団体、民間団体、企業、市民一人ひとりが連携・協力して自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確にし、情報を共有した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

具体的には、国には「自殺対策を総合的に策定し、実施する」責務があり、県及び市には「地域の状況に応じた施策を策定し、実施する」責務があります。また、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、地域づくり協議会などの関係団体や民間団体、企業には、それぞれの活動内容の特性等に応じて「積極的に自殺対策に参画する」ことが求められ、市民にも自殺が社会全体の問題であり、「我が事」として主体的に自殺対策に取り組む」ことが期待されます。

本市では、地域づくりを基盤とした小規模多機能自治の仕組みを取り入れた南砺市型「地域包括ケアシステム」の体制整備を推進しており、『自助・互助・共助・公助』の役割分担と相互連携により自殺対策を進めていく必要があります。

4 施策の体系

南砺市では、基本理念を実現するために、基本施策、重点施策に分けて自殺対策の取り組みを進めていきます。

(1) 基本施策

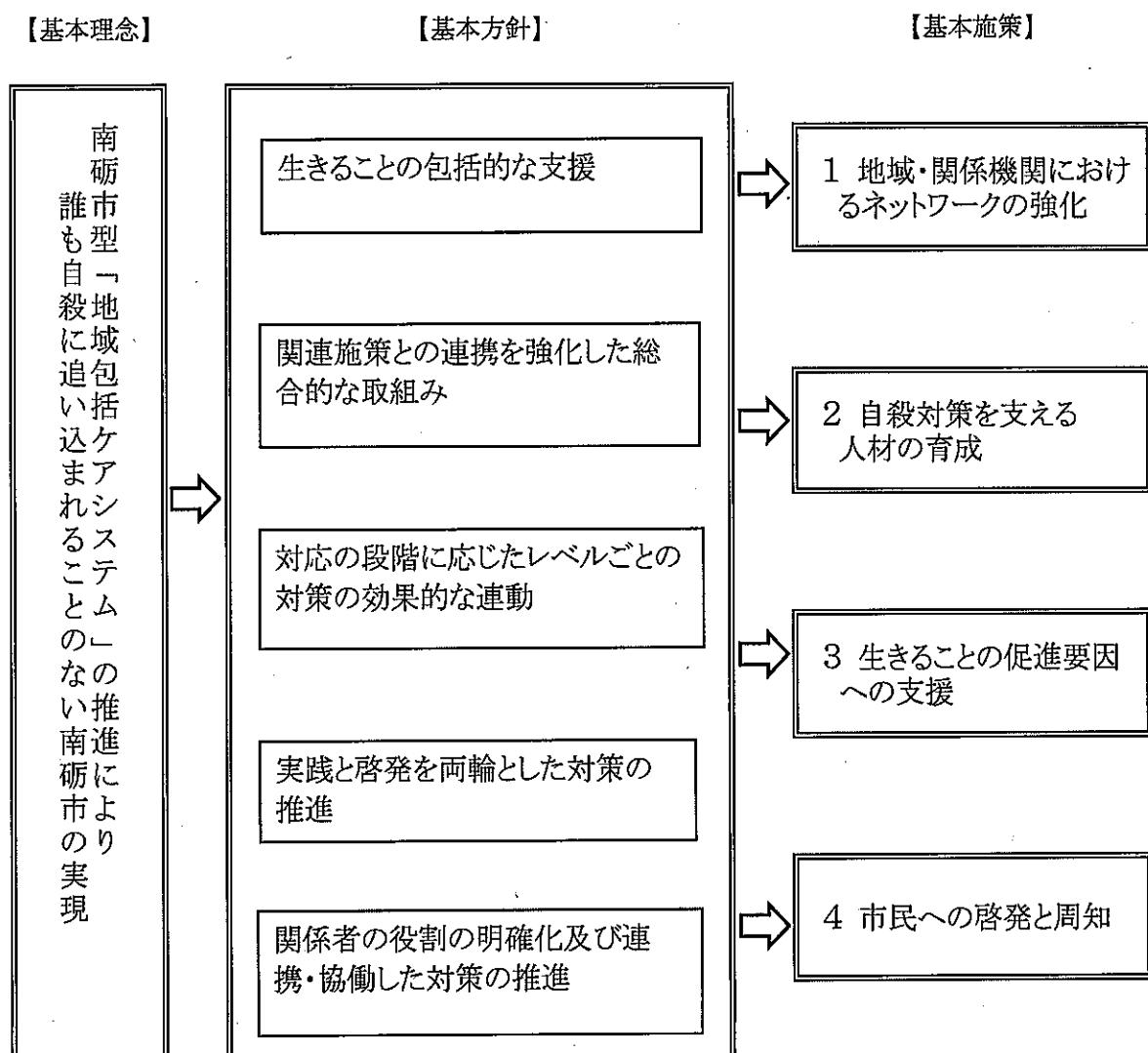
国が示している「地域自殺対策パッケージ」において、全国的に実施されることが望ましいとしている4つの施策を南砺市の基本施策とします。

(2) 重点施策

南砺市の自殺の現状から見えた課題を踏まえ、以下の特に強化すべき施策を重点施策とします。

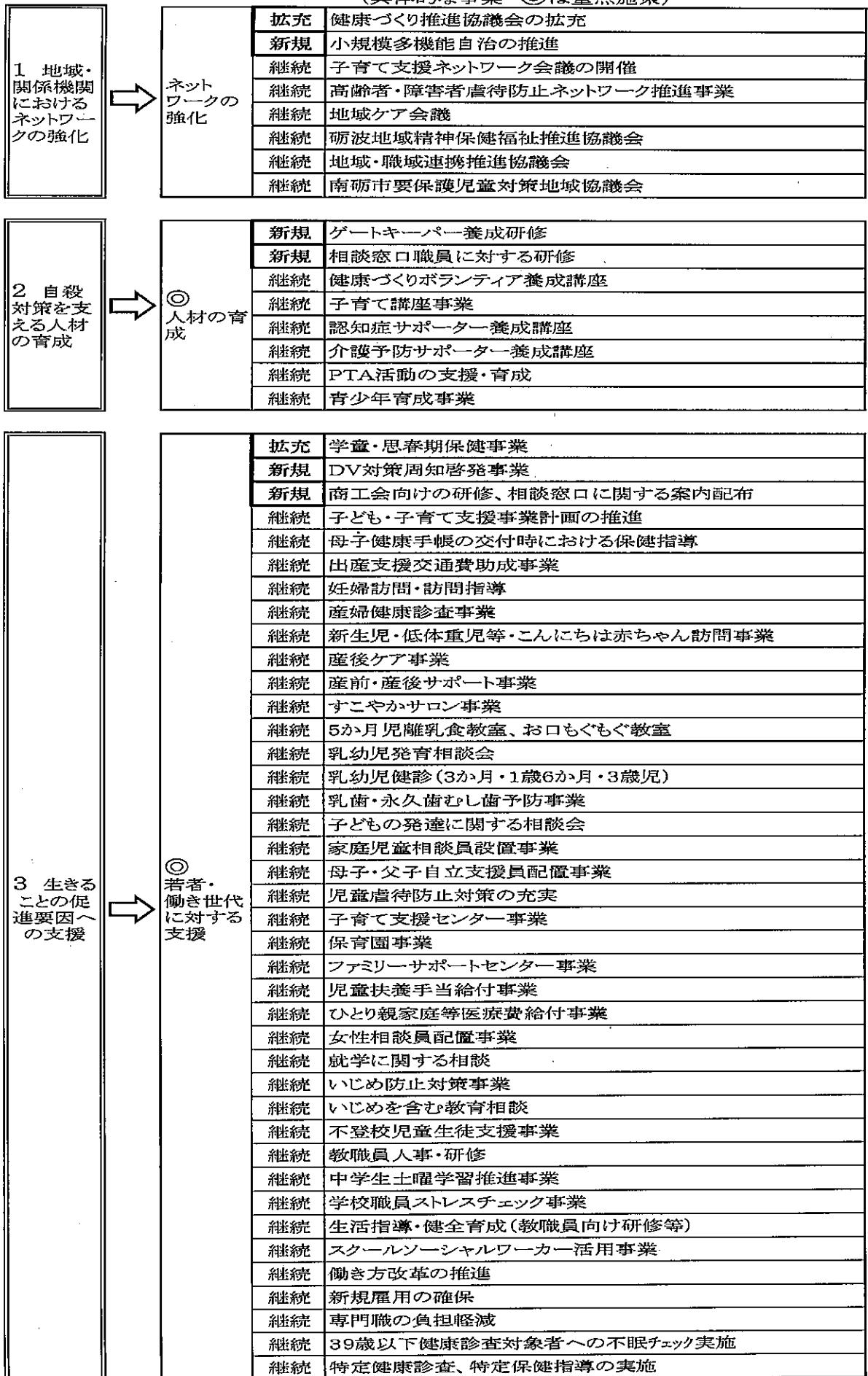
- ① 自殺対策を支える人材の育成
- ② 若者・働き世代に対する支援
- ③ 高齢者に対する支援

(3) 体系図



【基本施策】

(具体的な事業 ◎は重点施策)



【基本施策】

(具体的な事業 ○は重点施策)

| |
|------------------|
| 3 生きることの促進要因への支援 |
|------------------|



| | | |
|-------------------|----|-------------------------|
| ◎ 高齢者に対する支援 | 継続 | 高齢者学級事業 |
| | 継続 | 高齢者運転免許自主返納事業 |
| | 継続 | 家族介護教室 |
| | 新規 | 「老い」の受け入れ講座 |
| | 新規 | 高齢者が活躍する小規模多機能自治 |
| | 継続 | 高齢者総合相談事業 |
| | 継続 | ともいきカフェ |
| | 継続 | 家族介護者交流事業 |
| | 継続 | 食の自立支援事業 |
| | 継続 | 成年後見制度利用促進事業 |
| | 継続 | 生活管理指導短期宿泊事業 |
| | 新規 | 高齢者ニーズ調査の実施 |
| 障がい者等への支援 | 継続 | 人権啓発・人権相談事業 |
| | 継続 | ひきこもりの状態にある人への対応 |
| | 継続 | 精神保健福祉推進事業 |
| 残された人への支援 | 継続 | 自死遺族等を対象とした相談機関や民間団体の紹介 |
| 経済・生活面における困窮者への支援 | 継続 | 母子・父子自立支援員配置事業(再掲) |
| | 継続 | ひとり親家庭等医療費給付事業(再掲) |
| | 継続 | 消費生活窓口事業 |
| | 継続 | 国保年金受付相談 |
| | 継続 | 生活困窮者自立支援事業 |
| | 継続 | 就学援助と特別支援就学奨励補助に関する事務 |
| | 継続 | 奨学金に関する事務 |
| 共通 | 継続 | こころの健康相談、健康教室の開催 |
| | 継続 | 県や民間団体が行っている相談や活動の紹介 |
| | 継続 | 自殺関連の統計資料や情報の収集・分析 |
| | 継続 | 南砺市民健康プランの推進 |
| | 継続 | 南砺市民大学講演会 |
| | 継続 | 病院運営 |
| | 継続 | 医療相談窓口 |
| | 継続 | 防犯対策事業 |
| | 継続 | 交通対策事業 |

| |
|-------------|
| 4 市民への啓発と周知 |
|-------------|



| | | |
|-------------|----|---------------------|
| 相談窓口の周知 | 継続 | 子育て支援ガイドブックの配布 |
| | 新規 | 自殺対策計画に関するリーフレットの配布 |
| 情報発信による理解促進 | 継続 | 街頭キャンペーン |
| | 継続 | 市立図書館における心の健康コーナー設置 |
| | 拡充 | 「障がい者福祉のしおり」の充実 |
| | | |

第5章 施策の展開

「第3章 これまでの取組み」を継続実施とともに、新規・拡充する事業を加え、基本施策に基づき自殺対策を推進します。

基本施策1 地域・関係機関におけるネットワークの強化

自殺対策に関連する様々な関係機関や団体等と連携した取り組みを展開するため地域の多様な関係者が連携、協力し、実行性のある施策を推進していくことが重要になります。このため自殺対策に係る地域・関係機関等と連携を図り、ネットワークを強化します。

| 事業名 | 取組みの内容 | 所管課 |
|---|---|------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 健康づくり推進協議会の拡充 | 関係行政機関や関係団体の代表で組織されており、地域の健康づくりを推進するために審議しています。今後自殺対策の取組み内容等についても審議いただき、効果的な推進につなぎます。 | 健康課 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 小規模多機能自治の推進 | 小規模多機能自治を推進することにより、各地区で気軽に連絡をとれるコミュニティを維持するとともに、悩み事や困り事を相談できる体制を構築します。 | 南砺で暮らしません課 |

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成(重点施策)

自殺リスクの高い方に早期に気づき、声かけや見守りを行い、必要に応じて関係機関につなぐゲートキーパーの役割を担う人材を養成します。

| 事業名 | 取組みの内容 | 所管課 |
|--|---|------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ゲートキーパー養成研修 | 身近な存在にある健康づくりボランティア団体や社会福祉団体等を対象に養成研修を実施します。 | 健康課 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 相談窓口職員に対する研修 | こころの健康に関する正しい知識を学び、自殺リスクの高い方に早期に気づき、支援につなぐことができるよう研修を実施します。 | 健康課 |
| <input checked="" type="checkbox"/> DV対策周知啓発事業 | 民生委員児童委員、男女共同参画推進員等を対象としたDV防止講座を実施します。 | 南砺で暮らしません課 |

基本施策3 生きることの促進要因への支援

1 若者や働き世代に対する支援(重点施策)

| 事業名 | 取組みの内容 | 所管課 |
|-----------------------------|--|-----|
| 拡 学童思春期保健事業 | 心身共に成長が著しく、人格形成にとって重要な時期である学童・思春期において、すこやかに成長できるよう支援し、自他の命を大切にしようとする心を養います。市内全域の小中学校に展開していきます。 | 健康課 |
| 新 商工団体等に研修会等に関する案内配布 | 自殺が社会全体の問題で我が事であることを認識し、自殺のリスクを低下させるために取り組めるよう、商工団体等に対し、こころの健康に関する研修会等の情報を発信します。 | 健康課 |

2 高齢者に対する支援(重点施策)

| 事業名 | 取組みの内容 | 所管課 |
|---------------------------|--|---------|
| 新 高齢者が活躍する小規模多機能自治 | 平成31年4月からスタートする小規模多機能自治で各地区において実施される課題解決事業において、高齢者が役割を果たし活躍できる仕組みづくりを支援していきます。 | 地域包括ケア課 |
| 新 高齢者ニーズ調査の実施 | アンケート調査を実施し、高齢者の「幸せ度」と関連する因子を分析します。 | |
| 新 「古いの受け入れ」講座 | 高齢者が多く集まる機会を捉え、「古いの受け入れ」を勧め、その際の心の持ち方、家族との関係のあり方、地域社会への参加の仕方などについて、意識啓発を行っていきます。 | |

基本施策4 市民への啓発と周知

一人ひとりがこころの健康問題の重要性を認識するとともに自殺予防についての理解が深まるよう様々な普及啓発に取り組みます。

1 相談窓口の周知

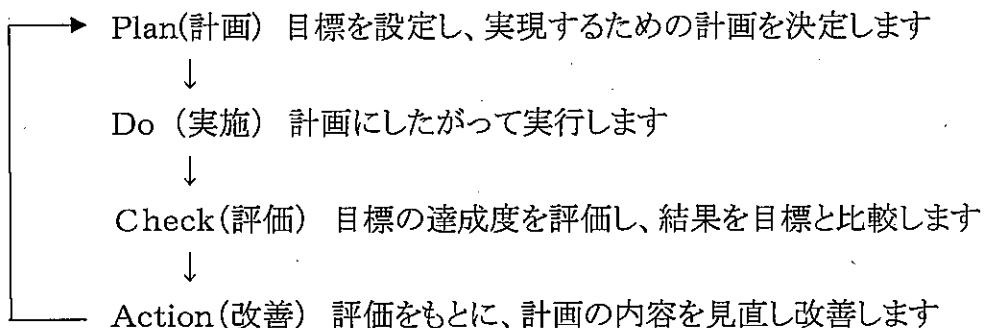
| 事業名 | 取組みの内容 | 所管課 |
|-----------------------------|---|-----|
| 新 自殺対策計画に関するリーフレット配布 | ・自殺が社会全体の問題で我が事であることを認識して、自殺のリスクを低下させるために取り組めるように、自殺対策計画に関するリーフレットを配布します。 ・相談先窓口を掲載したリーフレットを配布します。 | 健康課 |

2 情報発信による理解促進

| 事業名 | 取組みの内容 | 所管課 |
|---------------------------------|--|-----|
| 拡 障がい者福祉のしおりの充実 | 障がい者とその家族に対して、各種福祉制度の概要や手続き方法などを掲載した「しおり」を充実させ、窓口で配布します。 | 福祉課 |
| 新 商工団体等に研修会等に関する案内配布(再掲) | 自殺が社会全体の問題で我が事であることを認識し、自殺のリスクを低下させるために取り組めるよう、商工団体等に対し、こころの健康に関する研修会等の情報を発信します。 | 健康課 |

第6章 自殺対策の推進体制等

- ・自殺対策の推進にあたっては、自殺対策に関する取り組みの有機的な連携が図られるよう、庁内関係課等と相互に必要な連絡・調整を行うとともに、事業者、関係団体とも連携を図ります。
- ・地域包括医療ケア部健康課に事務局を置き、各関係課と連携を図りながら計画に基づく事業の進捗状況を確認します。
- ・計画を着実に推進するために、計画目標の達成状況及び施策の進捗状況について評価を行い、協議し、より効果的な取り組みを推進します。そのため、PDCAサイクル(Plan(計画) Do(実施) Check(評価) Action(改善))の視点に基づき、数値目標、取り組み内容について評価を行います。ただし、社会経済情勢の変化や自殺を巡る諸情勢の変化を踏まえながら、必要に応じて見直しを行うものとします。



南砺市自殺対策計画評価指標 ※計画書抜粋

| 施策の区分 ◎は重点施策 | 担当課 | 評価指標 | 現状 (平成28年度) | 2021年度 | 2026年度 |
|-----------------|---------------|-------------------------------|-------------------|--------------------|--------------------|
| ◎人材の育成 | 健康課 | ゲートキーパー養成研修実施回数 | 1回 | 3回 | 5回 |
| | 健康課 | 相談窓口職員・事業所等に対する研修の実施回数 | 0回 | 2回 | 3回 |
| | 生涯学習 スポーツ課 | 子育て講座の実施回数 | 36回 | 30回 | 30回 |
| ◎若者や働き世代に対する支援 | こども課 | なんと！やさしい子育て応援企業認定事業所数 | - | 35事業所 | 50事業所 |
| | 教育総務課 | SSW・特別支援コーディネーター活動延日数 | 1, 223日 | 1, 250日 | 1, 250日 |
| | 教育総務課 | いじめ早期発見・早期対応のためのアンケート回収率 | 99% | 100% | 100% |
| | 教育総務課 | ストレスチェック実施率(市内小中学校の教職員) | - | 100% | 100% |
| | 生涯学習 スポーツ課 | 青少年育成各支部巡回指導回数 | 257回 | 180回 | 180回 |
| | 健康課 | 学童・思春期保健事業の実施校 (小:4校 中:2校) | 7校 (小:4校 中:2校) | 17校 (小:9校 中:8校) | 17校 (小:9校 中:8校) |
| | 健康課 | 妊娠・出産について満足している者の割合 | 84.5% | 86.0% | 88.0% |
| | 健康課 | 産後うつ問診票実施者のうち、高得点者に対するフォロー実施率 | 100% | 100% | 100% |
| ◎高齢者に対する支援 | 地域包括ケア課 | 地域組織等による介護事業所数(通所型サービスB) | 2事業所 | 10事業所 | 10事業所 |
| | 地域包括ケア課 | 高齢者の集いの場所数(週1サロン) | 3箇所 | 36箇所 | 57箇所 |
| | 地域包括支援センター | 介護予防サポーター養成講座修了者数 | 134人 | 190人 | 240人 |
| 障害者への支援 | 福祉課 | 自立支援(精神通院)受給者への相談先案内件数 | 526人/年 | 550人/年 | 580人/年 |
| 情報発信による理解促進 | 健康課 | 自殺予防キャンペーンによるチラシ配布数 | 600件 | 650件 | 700件 |

■困ったときの相談窓口一覧表

参考:砺波厚生センター管内 地域・職域連携推進協議会発行資料

砺波厚生センター管内 精神保健福祉関係資料

| | 相談窓口名称 | 所在地 相談電話番号 FAX 番号 | 相談内容 | 相談時間 |
|--|---|---|---|---|
| 健康 課 | 健 康 課 保健係 | 〒932-0293 北川 166-1 TEL23-2027 Fax82-4657 | 心と体の健康 | 平日 8:30~17:15 |
| | 保健センター | 〒939-1732 荒木 1528 TEL52-1767 Fax52-6511 | 心と体の健康 | 平日 8:30~17:15 |
| | 福祉課 障害福祉係 | 〒932-0293 北川 166-1 TEL23-2009 Fax82-4657 | 心と体の健康 | 平日 8:30~17:15 |
| | 南砺市民病院 地域医療連携科 | 〒932-0211 井波 938 TEL82-0515 Fax82-0532 | 医療に関する相談 | 平日 8:30~17:15 |
| | 公立南砺中央病院 地域連携室 | 〒939-1724 梅野 2007-5 TEL52-2228 Fax53-2205 | | |
| | 独立行政法人国立病院機構 北陸病院 地域医療連携室 | 〒939-1893 信末 5963 TEL62-1950 Fax62-1810 | 医療に関する相談 | 平日 8:30~11:30 |
| 経 済 ・ 生 活 | 市民生活課 消費生活センター | 〒932-0292 井波 520 TEL23-2035 Fax82-8221 | 消費生活相談 多重債務に関する相談 | 平日 8:30~17:00 金曜日は専門 相談員が不在 |
| | 市民生活課 国保年金受付相談 | 〒932-0292 井波 520 TEL23-2011 Fax82-8221 | 国民健康保険及び 国民年金に関する相談 | 平日 8:30~17:15 |
| | 福祉課 生活相談支援窓口 | 〒932-0293 北川 166-1 TEL23-2009 Fax82-4657 | 生活・福祉の全般的な 相談 | 平日 8:30~17:15 |
| 高 齢 者 | 地域包括ケア課 地域包括支援センター | 〒932-0293 北川 166-1 TEL23-2034 Fax82-4657 | 高齢者総合相談 介護に関する相談 認知症に関する相談 虐待に関する相談 | 平日 8:30~17:15 対象:高齢者 及びその家族 |
| 家庭 ・ 男 女 | 健 康 課 保健係 | 〒932-0293 北川 166-1 TEL23-2027 Fax82-4657 | 母と子の健康 乳幼児の育児・発達 | 平日 8:30~17:15 |
| | 保健センター | 〒939-1732 荒木 1528 TEL52-1767 Fax52-6511 | | |
| 南砺市教育委員会 こども課 子育て支援係 (女性・こども相談室) | 〒932-0292 井波 520 TEL23-2026 Fax82-1144 | 子育てについて ひとり親家庭について 児童虐待について DVについて 子どもの発達について | 平日 8:30~17:00 | |
| 南砺市教育委員会 教育総務課 | 〒932-0292 井波 520 TEL23-2012 Fax82-1144 | 就学援助、奨学金に 関すること | 平日 8:30~17:15 | |
| 学校 | 南砺市教育センター | 〒932-0292 井波 520 TEL23-2031 Fax82-8302 | 不登校、いじめ、発達障 害など児童・生徒に関わ る相談 就学に関する相談 | 平日 9:00~17:00 (スクールソーシ ャルワーカーに による相談) |
| その他 | 南砺で暮らしません課 | 【人権擁護相談の問い合わせ先】 〒932-0231 山見 1739-2 TEL23-2037 Fax82-0170 | 人権相談 | 問い合わせ 時間 10:00~19:00 |
| | 南砺市障害者虐待防止 センター | 〒932-0293 北川 166-1 TEL23-2009 Fax82-4657 | 障がい者虐待に関する こと | 24時間365日 |
| | 富山県心の健康センター | 〒939-8222 富山市鶴川1459-1 TEL076-428-1511 Fax076-428-1510 | こころの健康医療福祉に についての専門的な相談 | 平日 8:30~17:15 |